

岡山市立灘崎小学校・迫川分校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止に向けての基本的な方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめはどの学校・学級でも起きうるものであり、いじめの問題に無関係である児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸ばすことができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は、適切にかつ迅速にこれに対処するため、いじめ防止基本方針を定める。

3 いじめ未然防止の取組

いじめを防止するには、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかける未然防止の取組を行うことが最も合理的で最も有効な対策である。また、児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できることも大切である。そのため、以下の事項に重点的に取り組む。

（1）「いじめについて考える週間」を中心とした児童生徒による主体的な活動の支援

「いじめについて考える週間」を中心として、児童会・生徒会活動や学級活動において、いじめの問題を自分たちの問題ととらえ、いじめをしない・させない・放置しない取組を実践するなど、自分たちで改善しようと努力する児童生徒の主体的な活動を、全ての学校で推進し、いじめを許さない強い心を育成する。

また、「いじめ防止ポスター・標語」の募集を行い、その制作を通して、いじめを許さない意識の高揚を図る。

（2）道徳教育及び体験活動の充実

豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することをふまえ、全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及びボランティア活動や自然体験活動などの体験活動等の充実を図るため、効果的な取組の普及や授業や活動を進めるための教職員の指導力の向上を図る。

（3）いじめを許さない集団づくりと意識の醸成

学校生活における個々の児童の満足感、意欲及び学級集団の状態を教職員が客観的に把握するための i-check、Q-U などの検査を計画的に実施し、その結果を積極的に活用することで、個々の児童の自己有用感や充実感を育み、いじめが起こりにくい集団を育成する。

4 早期発見

いじめを早期発見するには、児童のささいな変化に気づき、気づいた情報を確実に共有し、速やかに対応することが重要である。そのために、以下の事項に重点的に取り組む。

(1) 保護者や地域との連携

- ・家庭訪問、個人懇談、教育相談など保護者との信頼関係を築き、円滑な連携を図る。
- ・地域の方からの通学時の様子などを聞き、情報を共有する。

(2) 児童観察

- ・休み時間の児童の様子に目を配る。
- ・放課後の様子について、日記や保護者からの情報をもとにできるだけ把握する。

(3) 相談体制の整備

- ・i-check 検査を行い、学級の傾向と問題点を把握し、対策に生かす。
- ・毎月「心の記録」を行い児童の悩みや人間関係を把握し、必要に応じて面談やカウンセリングを行う。

5 いじめに対する措置

いじめの疑いのあるような行為が発見された場合、「いじめ防止対策委員会」が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害者の指導・保護者との連絡などの取組を行う。なお、重大事態として取り扱われるべきものと認められる場合には、岡山市教育委員会と連携を図る。

(1) 管理職への報告

いじめの通報を受けた時やいじめを受けていると思われる時は、速やかに、いじめの事実の有無を確認し、その結果を校長に報告する。

(2) 指導

いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者への支援やいじめを行った児童への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。

(3) 別室指導

必要な場合は、いじめを行った児童を別室で学習させる等、いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにする。

(4) 保護者との連携

いじめの事案に係る情報について、いじめを受けた児童の保護者やいじめを行った児童の保護者と共有するための措置等を行う。

(5) 警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は警察署と連携して対処し、児童の生命。身体又は財産に重大な損害が生じるおそれがある時は直ちに警察署に通報し、適切な援助を求める。

6 いじめ問題に取り組むための校内組織

いじめの防止等に組織的に対応するため、いじめ防止対策委員会を設置し、基本方針に基づく取組の実施、状況の認識、定期的検証を行う。いじめ防止対策委員会の趣旨、目的、組織などについては、「いじめ防止対策委員会設置要綱」に記す。

(1) 生徒指導・いじめ防止対策委員会

月1回、問題傾向を有する児童の現状や指導やいじめについての情報の交換を行ったり、共通理解すべきことについて話し合ったりする。

(2) 臨時いじめ対策委員会

緊急ないじめ問題が発生した場合は、緊急いじめ対策委員会を開催し、敏速な対応を行う。